

野田市公告第 1 8 4 号

野田都市計画地区計画（中里地区）の決定の案の縦覧

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、野田都市計画地区計画の決定の案を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

野田市長 鈴 木 有

- 1 都市計画の種類
都市計画地区計画（中里地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
野田市中里字水久保及び字管絃塚、吉春字木戸口、船形字猪穴並びに谷津字道北の各一部の区域
- 3 縦覧場所
野田市建設局都市部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和 6 年 6 月 1 9 日（水）から令和 6 年 7 月 3 日（水）まで
（土曜日及び日曜日は除く。）
- 5 意見書の提出期間
令和 6 年 6 月 1 9 日（水）から令和 6 年 7 月 3 日（水）まで
（土曜日及び日曜日は除く。）
- 6 意見書を提出しようとする方は、住所、氏名、電話番号、意見を記載（様式は任意）して、郵送又は持参により提出してください。
ただし、意見書を提出できる方は、野田市内に住所のある方（法人を含む。）か、地上権などを有する利害関係のある方です。

宛先 〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1 野田市役所都市計画課